

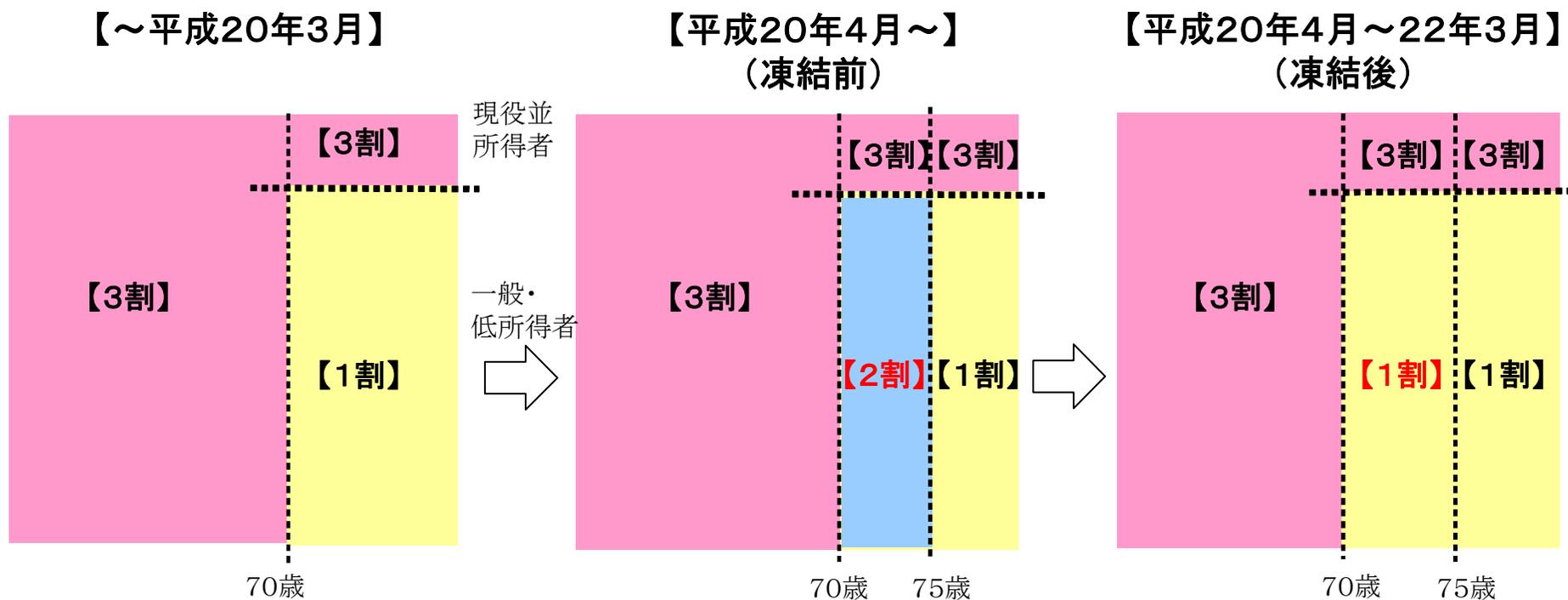
70～74歳の患者負担の見直しの凍結について

○ 70～74歳の方(注)の窓口負担について、医療制度改革により、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを、平成20年4月から平成21年3月までの一年間、1割に据え置いているところ。

(注)既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除く。

○ 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様の凍結措置を継続する。

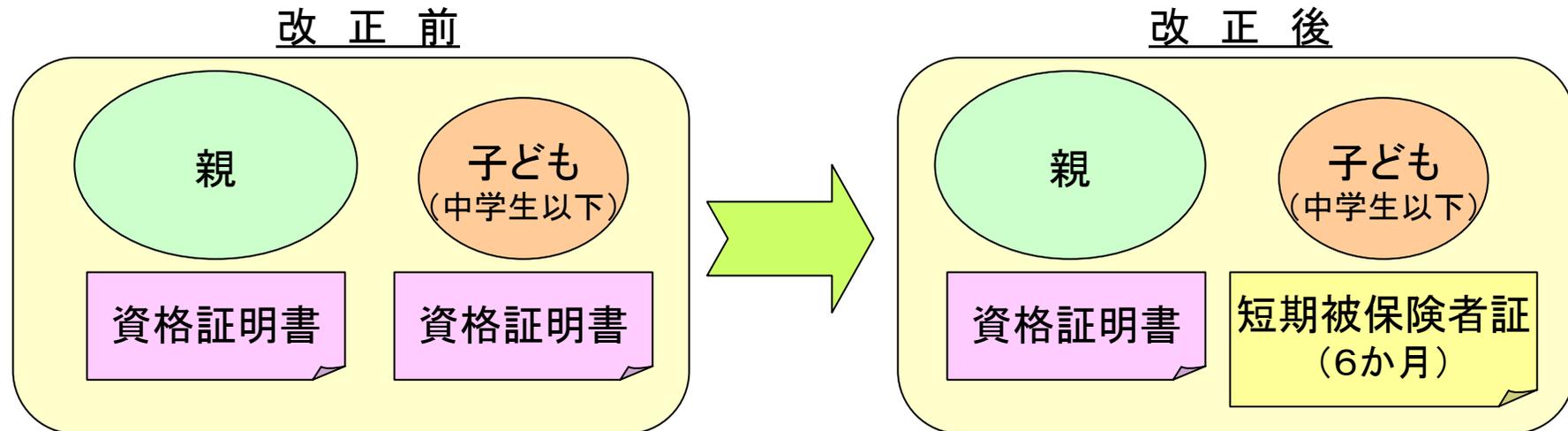
※平成22年度以降のあり方については、今後検討。



国民健康保険法の一部を改正する法律概要 (中学生以下の者への資格証明書交付の見直し)

1. 法律の概要

中学生以下の子どもについては、資格証明書を交付しない。
(資格証明書対象世帯の中学生以下の子どもには、6か月の有効期間の短期被保険者証を交付する。)



※資格証明書とは一年以上保険料の滞納がある場合に、被保険者証の代わりに交付されるもので、窓口負担が全額自己負担となるが、市町村へ申請することにより保険給付分(7割)が還付される。

2. 施行期日

平成21年4月1日

保険料に関する改正事項について

(1月下旬～2月上旬に改正政令を公布、4月1日施行予定)

1. 介護納付金賦課額の賦課限度額の見直し

被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担の軽減を図るため、介護納付金賦課額の限度額を引き上げる。

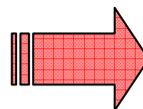
9万円 → 10万円

2. 新たな所得割算定方式の創設

所得割算定方式に住民税方式を採用している場合は、寄付金控除をはじめとする各種税額控除により、同様の所得及び世帯構成でも国民健康保険料に大きな差が出ることから、被保険者間の負担の公平を図るため、新たな算定方式を創設する。

<現行>

- ①基礎控除後の総所得金額等(旧ただし書き方式)
- ②各種控除後の総所得金額等(本文方式)
- ③市町村民税所得割額(住民税方式)
- ④市町村民税額(住民税方式)
- ⑤道府県民税額等(住民税方式)



<改正後>

現行の①～⑤に加えて

- ⑥各種控除後の総所得金額等

(ただし、市町村民税所得割が賦課されない所得の場合は0とする。)

- ⑦各種控除後の総所得金額等

(ただし、市町村民税が賦課されない所得の場合は0とする。)

平成17年3大臣合意

平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意において、以下の内容を平成18年度以降行うことを決定

1. 国保財政基盤強化策の継続【公布日施行（平成18年4月から適用）】

(1) 高額医療費共同事業

- ・高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、都道府県単位で財政リスクを分散する事業
- ・事業規模：1,800億円程度（交付基準は70万円以上から80万円以上に引上げ）
- ・事業主体：国民健康保険団体連合会 ・負担区分：市町村国保1/2、都道府県1/4、国1/4

(2) 保険者支援制度

- ・市町村国保の財政基盤を強化するために、低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する制度
- ・事業主体：市町村 ・負担区分：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(3) 国保財政安定化支援事業

- ・国保財政の安定化、保険料（税）負担の平準化等に資するために、市町村の一般会計から国保特会への繰入れを地方財政措置で支援する事業（市町村に対する地方財政措置：1,000億円程度）

2. 保険財政共同安定化事業【平成18年10月施行】

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を平成18年10月から実施（国保医療費の約4割が対象）

3. 上記は、平成21年度までの措置とし、市町村国保の財政状況や後期高齢者医療制度の創設に伴う影響を勘案し、平成22年度において見直しを行うものとする。